

平成28年度第1回三種町情報公開・個人情報保護審査会会議録

日時 平成28年12月7日(水)
午前10時～午前11時54分
場所 三種町役場 第1会議室

出席者

審査会 委員	大庭 秀俊
委員	児玉 陽三
委員	板倉 雅美
委員	櫻田 悦郎
委員	成田 隆道
委員	渡部 整悦
三種町長	三浦 正隆
事務局 総務課長	木村 信悦
総務課課長補佐	石井 靖紀
総務課行政係長	清水 真
総務課行革推進係主査	門間 淳子

会議の記録

午前10時 開会

木村課長 おはようございます。本日は御多忙の中お集まり下さいまして、誠にありがとうございました。皆さんお揃いですので、只今から始めさせていただきたいと思います。

審査会に先立ちまして、三種町情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱状交付を行います。皆さんのお席の前に町長が参りますので、その場で委嘱状をお受け取りいただきたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

(三浦町長より各委員に委嘱状を交付)

木村課長 それではここで、町長が御挨拶を申し上げます。

三浦町長 皆様こんにちは。皆様におかれましては、年末のお忙しい時期にも関わらず御出席を賜りまして、感謝申し上げます。

また、この度は、情報公開・個人情報保護審査会委員への御委嘱をお願い申し上げたところ、御快諾を賜りまして重ねて感謝申し上げます。

さて、平成13年4月に行政機関の保有する情報の公開に関する法律が施行されました。この法律は、国民に対し政府が持つ説明責任を全うする観点から、

行政機関などが保有する文書についての開示請求権等を定めておりまして、国民の皆様にかかれた行政の実現を図るために大変重要な法律でございます。

これに揃えまして、合併前からそれぞれの町で情報公開条例がございまして、合併後も引き続き情報公開がなされておりました。本町の場合、年間の件数としましてはそれ程多いとは言えないと思いますけれども、住民の方々などから請求があるようになっております。

ところで、情報公開制度は、請求があっても全て公開するというわけではございませんで、一定の要件の下に公開を制限する場合などがございます。このような決定に対し不服があるような場合につきましては、法令や町の条例などに基きまして審査請求が出来るという風になっております。この審査請求があった場合には、情報公開・個人情報保護審査会、これは昨年３月２０日条例第３号で出来たものですが、実施機関からの諮問を受けまして、調査審議を行いまして答申するというような規定になっております。今後の流れは大体このような流れで進んで参るという風に御理解いただいてよろしいかと思います。

何分にも本町におきましては、審査請求というのは初めてでございます。ですので、事務局の方も暗中模索と言いますか五里霧中のような状態でございますけれども、皆様方のお力をいただきながら御審議の方進めていただきたいと思いますと考えております。この後、事務局の方から詳しく説明させますけれども、本日はよろしく願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

木村課長 それでは次に、委員の皆様を御紹介させていただきまして、一言御挨拶をいただきたいと思います。

（各委員の紹介に続き、自己紹介）

木村課長 ありがとうございました。この審査会の事務局は総務課が担当いたします。先ほど町長からは挨拶をいただきましたので、私の方からは事務局員を紹介させていただきます。

（事務局員を紹介）

木村課長 以上で事務局員の紹介を終わります。

それでは只今から、平成２８年度第１回三種町情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。

審査会議案の１頁の次第を御覧いただきたいと思います。４が事務局説明、５が選任第１号「会長の選任について」となっております。選任第１号につきましては、会長の互選となっておりますので、会長が選任されるまでの間、町長に進行をお願いいたします。

三浦町長 それでは、暫時仮議長を務めさせていただきます。暫くの間御協力を賜りた

いと思います。

次第の4「三種町情報公開・個人情報保護審査会について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

清水係長 はい。それではお手元の「三種町情報公開制度等説明資料」の1頁と2頁で御説明いたしますので、御準備願います。

「三種町情報公開・個人情報保護審査会の概要」でございますが、この頁につきましては、三種町情報公開・個人情報保護審査会条例の規定内容を要約したものでございます。一通り御説明させていただきます。

始めに、1の審査会の設置目的でございますが、この審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、町の実施機関の諮問に応じて調査審議を行う町の附属機関でございます。

なお、情報公開あるいは個人情報保護関係の法令あるいは条例におきまして「実施機関」という言葉が度々出て参りますが、これは、情報公開等を実施する町の機関という意味でございます。町長、議会、教育委員会その他御覧の町の機関のことでございます。

次に、2の審査会の所掌事務でございますが、町の実施機関の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議し、町に対し意見具申を行うことになっております。

順番に御説明いたしますと、(1)情報公開に係る審査請求に関する事項。これは、公文書公開請求に関して町の機関が行った公開決定等に対して不服申立てがあった場合、町の決定、判断が妥当であるかどうかを御審議いただくものです。

それから、次の(2)から(7)までにつきましては、個人情報保護条例で規定されている審査会の所掌事務でございます。

まず、(2)につきましては、いわゆるマイナンバーを含む町のデータベースの運用を見直す場合、(3)につきましては、個人情報を本人以外から収集する場合、(4)につきましては、収集した個人情報を条例で定められた利用以外に利用する場合ということで、この3つの場合につきましては、審査会の意見を聴くことが必要となっております。

また、(5)個人情報の利用又は提供の一時停止に関する事項。これにつきましては、町が収集した個人情報について訂正、消去、利用停止等の求めがあった場合に、正当な職務執行を理由に当該個人情報の利用停止等を行わないとした場合は、審査会に報告することとなっております。

次に、(6)個人情報開示に係る審査請求に関する事項。個人情報の開示請求等に関して町の機関が行った決定等に対し、不服申立てがあった場合、町の判断が妥当であるかどうかを御審議いただきます。

次に(7)でございますが、町内事業者の個人情報の取扱いに関して、苦情の申出があり、不適正な取扱いが確認された場合、町は是正勧告を行うことができます。この勧告につきましては、事業者がこれに従わない場合は、その事実を公表することができますが、この勧告と公表の際は、審査会の意見を聴くこととなっております。

最後に、(8)といたしまして、その他、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に係る基本的事項又は重要事項ということで、両制度の運用全般にわたって、必要な場合に御意見等をいただくことになっております。

続きまして、3の組織でございますが、委員定数は6人以内で、学識経験を有する者のうちから町長が委嘱し、その任期は2年となっております。

4といたしまして、委員の皆様には、職務に関する守秘義務がございます。

次に5、本審査会の会務を総理し審査会を代表していただく会長を、委員の互選により選任していただきます。また、会長から職務代理者を指名していただきます。

6の会議でございますが、審査会の会議は、会長が招集し、議長となります。

本日は、委嘱後初めての会議でございますので、町長の招集となっております。また、会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要でございます。議決につきましては、出席委員の過半数、可否同数のときは議長が決するとなっております。

次に7、調査審議の手続は非公開とし、それ以外は公開するとなっております。

最後に8の答申の期限でございますが、審査会は、2の所掌事務についてお諮りする場合、諮問があった日から起算して60日以内に答申するよう努めなければならないという努力義務がございます。これにつきましては、調査審議の内容あるいはその量によりまして60日以内に終わらないものも当然ございます。特に、情報公開等の審査請求の審理につきましては、様々な手続等ございますので、一般的に長期にわたる傾向があるようでございます。

以上で、次第4についての説明を終わります。

三浦町長 はい。只今事務局の方から審査会の所掌事項や組織等について説明がありました。これまでのところで御質問等ございましたら、御発言をいただきたいと思います。何かございませんでしょうか。

なければ、次第の4はこれでよろしいでしょうか。

(「はい。」の声有り。)

三浦町長 それでは、次第の4はこれで終わります。

次に、次第の5、選任第1号「会長の選任について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

清水係長 はい。選任第1号につきまして、3頁をお開き願います。

会長の選任について。三種町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第1項の規定により、審査会会長の選任を委員の互選により行う。

当審査会につきましては、委嘱後初めての開催でございますので、条例の規定に基づきまして、委員の互選により会長を定めていただくものでございます。

互選の方法について定めた規定等ございませんので、一般的な選任の方法といたしまして、推薦それから無記名投票という方法について記載させていただいております。こういった方法で選任いただくかということも含めまして御審議の方お願いいたします。

説明は以上でございます。

三浦町長 只今事務局の方から説明ありましたとおり、条例上会長の選任につきましては、委員の皆様の互選によることとなっております。その互選の方法も含めまして、例えば推薦とか投票とか、御意見等ございましたら御発言をお願いいたします。

成田委員 よろしいでしょうか。

三浦町長 はい、成田さん。

成田委員 無記名投票とかそういう方法もあるんでしょうけれども、6名の委員ですので私の方からお話しさせていただきます。

先ほど所掌事務について縷々説明を受けましたけども、手続的には、書面を調べたり、場合によって意見陳述を行ったりということで裁判のような形で進められる部分もあると思いますので、そういう観点から専門家の大庭委員さんから審査会の会長に就任していただいて指揮をとってもらった方が良いのではないかと考えます。

三浦町長 只今成田委員さんから、審査会の性格上、法律の専門家でおられます大庭委員にという御意見がありましたが、他にはございませんでしょうか。

（「異議なし。」の声有り。）

三浦町長 異議なしの声がございました。只今御提案の大庭委員にこの審査会の会長をお願いするということに御異議無しということで、よろしくをお願いいたします。

それでは確認のため、事務局にお名前を朗読させます。

清水係長 はい。それでは議案集3頁の方に御記入をお願いいたします。三種町情報公開・個人情報保護審査会会長は、推薦の方法により、大庭秀俊委員が選任されました。お名前の文字等は名簿の方で御確認をお願いいたします。以上でございます。

三浦町長 それでは会長が選任されましたので、私は議長の職を降りさせていただきます。御協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは大庭先生、こちらの方にお移り下さい。

木村課長 それでは大庭会長より御挨拶をいただきたいと思います。

大庭会長 皆様からの推薦をいただきましたので、本審査会の会長を務めさせていただきます。先ほど事務局の方からもこの審査会の説明がございましたけれども、情報公開条例が定められました経緯としましては、以前は市町村も含め、由らしむべし知らしむべからずという形でやって参ったわけですが、市町村の公文書というものは、町民の方々等のために作られたものということでありまして、情報公開条例の方でも3条の実施機関の責務というところには、公文書の公開請求をする権利を十分尊重する責務が実施機関にあると。他方で利用者、町民の方その他の方に関しては適正な請求をするよう努めるという努力義務が定められていまして、これは法律家の眼から見ると若干毛色が違うと。要は、実施機関の方がきちっと情報公開請求に対応して、基本的には公文書に関しては公開する方向でいくんだということを定めたのが情報公開条例。ざくっと言えばそういうことでございます。ですので、そういった観点から問題が無

いかどうか。もちろん実施機関の方は審査会に諮問して答申したものを尊重する義務がございますけれども、もし不開示をするということになれば、情報公開の権利を制限したということで、これは行政処分に当たりますので、取消訴訟の対象になります。したがって答申をしっかりとしなければいけないということで、大変重大な責務を負っていると思っております。

いうまでもないことですが、私はこの中で一番若輩者ですので、何か不行き届きがありましたら御指摘いただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

木村課長 ありがとうございます。それでは、以後の進行につきましては、審査会条例第6条の規定によりまして、大庭会長よりお願いしたいと思います。なお、町長はここで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

三浦町長 それでは皆さん、よろしく御審議の程お願いいたします。失礼いたします。

大庭会長 それでは進行を務めさせていただきます。

議案の方で、第1号議案につきましては、私を会長に選任するということで決定いたしました。次に、第2号の会長の職務を代理する委員の指名について上程いたしますので、事務局の方から説明をお願いいたします。

清水係長 はい、4頁でございます。

選任第2号「会長の職務を代理する委員の指名について」。

三種町情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第3項の規定により、次のとおり指名する。

説明でございますけれども、選任第2号につきましては、審査会条例第5条第3項に、読み上げますが、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理すると規定されております。そのため、会長より職務代理者を御指名いただくものでございます。説明は以上でございます。

大庭会長 はい。いま私が会長に選任されて、この審査会の会務を総理するわけですが、私も若干35歳とはいえ事故等ある場合に差支えが生じてしまつては申し訳ないということで、代理の方を指名することになっております。どなたか委員の皆様の方からいらっしゃいますでしょうか。御意見等いただければ幸いです。一応健康に留意するようにはしますけども。

（「会長一任で。」の声有り。）

大庭会長 会長一任でということですが、それでよろしいでしょうか。

櫻田委員 よろしいでしょうか。

大庭会長 はい、どうぞ。

櫻田委員 会長さんが一番お若いということですので、職務代理は年長の方に。小玉さんはいかがでしょうか、いろんな経験もされておりますし。

小玉委員 会長が欠席するということは無いと思いますが、分かりました。

大庭会長 では、小玉委員さんをお願いしたいと思います。

事務局の方からお名前を読み上げて下さい。

清水係長 はい。確認のため朗読させていただきます。

三種町情報公開・個人情報保護審査会会長の職務を代理する委員として会長が指名した委員は、小玉陽三委員でございます。御記入の方お願いいたします。

大庭会長 御迷惑をお掛けしないようにします。

小玉委員 よろしく申し上げます。

大庭会長 選任第2号は以上でございまして、次に7番の情報公開制度及び審査請求についての説明をお願いします。

清水係長 それでは、私の方からまた説明をさせていただきます。説明資料の3頁から9頁までの説明となりますけれども、まず3頁、4頁の方で三種町情報公開制度の概要について説明させていただきます。

地方自治体の情報公開制度、公文書の公開制度は、法律ではなく各自治体の条例に基づいて運用されるものでございます。本町の場合は、三種町情報公開条例で運用方法あるいは各種手続を定めておりますので、その内容をかいつまんで御説明いたします。

始めに1の目的でございますが、情報公開制度は、住民の意思を反映した自治、住民自治と言いますけれども、その観点から、町政に関する説明責任を果たし、住民の町政に対する理解促進を図ることを目的とするものでございます。

次に、2公開請求することができる者でございます。

只今御説明しました目的に鑑みまして、公開請求できる者は、原則として町内に住所を有する者となりますが、条例上は更に、町外の方であっても町内の事業所等に勤務する者ですとか、町の実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有する者に対しても認めているところでございます。

次に、3、公開請求の対象となる公文書でございますが、町の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録などであって、町の職員が組織的に用いるものとして町が保有しているもの。従いまして、職員の個人的なメモの類いは除かれます。

次に、4の情報公開制度の対象となる実施機関につきましては、先ほど審査会の概要のところでも御説明したとおりでございます。

次に、5、非公開情報でございますが、条例第6条におきまして、実施機関は、公開請求があったときは、公文書に次の非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならないと規定してございまして、原則公開の立場が取られております。

非公開情報につきましては、以下の①から⑦までございますので、順番に御説明いたします。

まず、①の個人に関する情報でございます。これは特定の個人を識別できる情報ということですが、ただし、例外として、ア法令・条例、慣行により公開することが予定されている情報については公開できるという風になっております。また、イとしまして、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要と認められる情報。具体的に町レベルでどういったものが想定されるのかすぐに出て参りませんが、こういったものも公開できるとなっております。それからウの公務員の職務の遂行に係る情報。例えば、

町で保有する情報ですので、起案文書とか、そういったものには職員の氏名であつたり、職名であつたり、決裁の印鑑などが入っておりますが、これについては原則公開となります。

大庭会長 ちょっとよろしいでしょうか。

清水係長 はい。

大庭会長 今の個人に関する情報のイのところでどういったケースがということなんですけども、私が弁護士として取り扱うときに問題になる場合が多いのは、例えば高齢者であつたり児童であつたりとか、見えない家の中で虐待が行われているようだとか、あるいは統合失調症の方がかなり困られているようだというようなケースの中で担当の職員の方とかがその人のことを何も知らない状態で、部署としては別の部署が管理している納税の情報とか家族関係の情報とか戸籍、住民票などがございますけども、そういった情報にアクセスしていいのかどうか、あるいは町の社会福祉法人の担当職員とかがそういうものにアクセスしていいのかどうか、そういうところで問題になるケースがございます。要は人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するために、そういう情報を何にもなしに職員を現場に突撃させて良いのかどうかということで、それで已むなしとするのか、情報共有をしていいんだと判断している自治体もございますし、様々なケースがございますけども、そういったケースが想定されているという風に思ってください。

清水係長 はい。ありがとうございました。

それでは続けて、②の法人情報でございます。これにつきましては、公開することにより法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報ということで、例として生産技術などのノウハウ、営業、経理などの情報などが想定されます。

また、③の信頼関係情報につきましては、公開しないという条件で任意に提供された情報でございます。

それから④の意思形成過程情報。これにつきましては、町・国等の審議情報等で、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、あるいは町民の間に混乱を生じさせるおそれ等あるものでございます。

それから⑤事務事業情報。町・国等の事務事業情報で、公開することによって、当該事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといったような情報で、例といたしましては、立入り、検査、監査等の計画。こういったものを事前に公開すると当該事務の目的が達成できなくなってしまうし、あるいは財務事務関係では予定価格の公開ですとか、職員採用試験の問題につきましても当然非公開となります。

次に、⑥としまして公共の安全情報。公開することにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防・捜査等に支障が生じると認められる情報でございます。

それから⑦法令秘情報。法令等の規定により、公開することができないと認

められる情報。これにつきましては、例えば地方税法で課税情報については守秘義務がございますので公開できませんし、国勢調査などにつきましても統計法で調査内容の目的外利用が禁止されておりますので、公開できないことになります。

次に、6の公開決定等でございます。公文書の公開請求を受けた実施機関は、公開請求があった日から起算して15日以内に公開・非公開等の決定をしなければならないという風になっております。ただし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、15日を限度として延長することができます。これまで、延長の措置をした例はございません。

なお、決定の内容、種類につきましては、対象文書の全部を公開とする場合と文書の一部に非公開情報が含まれているため部分公開とする場合、それから文書全体として非公開となる場合やそもそも文書が存在しない場合は非公開の決定を行うことになります。また、公開請求の拒否というものもございまして、公文書の有無を答えるだけで非公開情報を公開することになる場合に拒否することになります。

最後の公開請求の拒否につきまして、良く用いられる例で申し上げますと、例えば特定の病気の患者情報です。人数が非公開情報になるかどうかは自信が無いところですが、年代とか何々地区といったような形で絞り込まれて公開請求されますと、有ると答えるだけで罹患している方の特定に繋がるおそれがあります。それから、例えば何々市への首都移転計画に関する文書のようなものがございます。そういった文書が存在すると答えるだけで、近辺の土地が買い占められて経済活動に混乱が生じたりといったようなことがあると思います。そういった場合、当該文書は非公開情報に当たり、文書の有無すらも答えられない。したがって公開請求を拒否するという判断もありうるのではと思います。

最後、7の不服申立て（審査請求）があった場合の手続等でございます。

町は、公開決定等について行政不服審査法に基づく不服申立てがあったときは、当該不服申立てが不適法である場合等を除き、速やかに審査会に諮問しなければなりません。そして、諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して速やかに不服申立てに対する裁決を行わなければならないという風に条例上規定されております。

それで、7の不服申立てがあった場合の手続等に関しまして、次の5頁以降で説明をさせていただきます。

まず、1の概要のところでございます。公文書公開請求に関しまして、町の実施機関が行った公開決定等に不服があるときは、行政不服審査法に基づいて、各実施機関に対し審査請求をすることができます。

審査請求は、公開決定等の原処分があったことを知った日、通常は公開請求に対する決定通知書が送付された日の翌日から起算して3カ月以内に、公開決定等を行った実施機関宛てに行うという風になっております。

次に、2の公文書公開決定等に係る審査請求の流れでございます。審査請求がなされまして審査会の方に諮問し、答申を経て裁決を行う、その一連の手続

等につきましては、行政不服審査法と町の情報公開条例、そして審査会条例の3つにそれぞれ規定がございまして、若干複雑な部分がございます。この審査請求に関する事務を洗い出しまして、三種町情報公開事務取扱要領の第26条から第38条に整理して規定しております。その中身につきまして、かいつまんで説明いたしたいと思います。

まず（１）の審査請求書の受付等でございますが、情報公開制度の統一的な運用を図るという観点から、総務課が町の公開窓口となりまして運用全般の調整を行っているところでございまして、審査請求書につきましても原則公開窓口で受け付けることとしております。

次に（２）でございます。審査請求書の記載事項につきましては、行政不服審査法で下記のとおり定まっておりますので、提出があった場合はその確認と、併せて、代理人等がある場合はその権限、その他、審査請求期間内の審査請求かどうかについて審査を行います。

次に（４）に参りまして、提出された審査請求書の記載内容などに不備がある場合は、軽微な不備を除き、相当の期間を定めて審査請求人に補正を命じることになります。なお、②といたしまして、審査請求書の形式的な審査の段階で、主管課等において却下の決定を行い、裁決を行う場合がございます。審査請求が不適法であり、かつ、審査請求書の補正不能である場合、補正命令に応じなかった場合等でございます。

次に（５）といたしまして、審査請求があった場合、実施機関の方で原処分に誤りがなかったかというようなことについて再検討を行うということになっております。解説書などを見ますと、自己反省機能というような表現がなされているものもございしますが、原処分である公開決定等が妥当であったかどうか一度再検討を行うという風になっております。そして再検討した結果、審査請求を認容する裁決を行い、自主的に原処分である非公開決定等を取り消すという風になった場合は、裁決書と併せて公開決定通知書により審査請求人に通知することになります。

ここまでの部分につきまして、下に図で整理しておりますので、御確認いただければと思います。

次に（６）弁明書の作成等でございます。原処分の再検討を行いまして、やはり原処分を維持すべきだとなった場合は、審査会に諮問することになります。その手続としまして、まず実施機関の方で審査請求に対する主張をまとめた弁明書という書類を作成いたします。それを審査請求人にも送付し、審査請求人に対しては反論書の提出を求めることになります。

7頁の方に参りまして、（７）審査会への諮問についてでございます。

①主管課等は、当該審査請求を却下するとき及び当該審査請求の全部を認容し公文書の全部を公開するときを除き、遅滞なく審査会に諮問しなければなりません。また、（８）諮問をした場合は、その旨審査請求人に通知いたします。

次に（９）審査会の開催。ここからが審査会での調査審議の手続になります。

審査会は、実施機関からの諮問を受けたときは、会議を開催して諮問案件に

ついて処分庁側の判断が妥当であったかどうか等審理していただくこととなりますが、調査審議の段階で条例上審査会に付与された権限がございますので、以下5つほど御説明いたします。

まず①のインカメラ審理と呼ばれるものでございますが、審査会は公開決定等に係る公文書の内容を直接見分しながら調査審議を行うことができます。つまり、実施機関の方で非公開情報が含まれるので公開できないとした文書についても、その提示を求めることができるということでございます。

それから②、審査会は、主管課等に対し、公開決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料、これをヴォーン・インデックスと専門用語で言うようでございますが、これを作成し、審査会に提出するよう求めることができます。実際に経験したことがございませんので、どのようなものがあるのか分からなところがございますが、いずれ公開請求につきましては大量の公文書が対象になる場合もございますので、そういった場合に整理した資料の作成を実施機関に命ずることができるということでございます。

それから③といたしまして、審査会は、審査請求人等又は諮問をした実施機関の職員の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができます。

④といたしまして、審査請求人等から申立てがあったときは、口頭で意見を述べる機会を与えることができるという風になっております。口頭意見陳述と呼ばれるものです。

その他、⑤必要に応じて適当と認める者に陳述させ、資料提出を求めることができる、以上のような方法によりまして、答申に向けた審理等を進めていただくという風になっております。

以上につきまして、図を入れておりますので、御確認の方お願いいたします。

続いて8頁の方に参りまして、審査会の答申でございます。

①審査会は、審査請求書、実施機関が作成した弁明書、審査請求人から提出された反論書等の書面と、実施機関の口頭説明、審査請求人の口頭意見陳述等の結果を踏まえまして、合議により答申の内容を決定し、実施機関に答申を行うこととなります。

②審査会は、答申をしたときは、その書面の写しを審査請求人等に送付するとともに、答申の内容を公表するという風になっております。一般的な公表の方法といたしましては、ホームページで行う団体が多くございますので、本町もそのようにしたいと考えております。

最後に(11)答申後の処理といたしまして、3つほど記載してございます。

まず、①主管課等は、審査会から答申を受けたときは、これを尊重し速やかに審査請求に対する裁決を行うものとする。審査会の方で取りまとめたいただく答申につきましては、審査請求人に対する行政処分とはなりませんが、答申を受けて実施機関の方で行う裁決につきましては、また新たな行政処分となりますので、行政訴訟の教示を行った上でこれを行うこととなります。

それから②といたしまして、主管課等は、審査請求に対する裁決をしたとき

は、裁決書の謄本を審査請求人に対して送達しますが、③審査請求を認容して公文書の全部又は一部を公開する場合は、裁決書の謄本及び裁決に応じた決定通知書を審査請求人に送達するという風になっております。

以上、審査請求の手續について御説明いたしましたけれども、一方的な説明でイメージが掴めなかったかと思います。参考までに、9頁の方に一連の流れを図で表したものをお付けしましたので、こちらの方も御覧いただきながらイメージを掴んでいただければ幸いに思います。長々と失礼いたしました。これで次第の7についての説明を終わります。

大庭会長 はい。只今事務局の方から説明がございましたけれども、委員の皆様方から御質問等ございましたら、お願いいたします。大体審査会の位置付けというのはイメージを掴むことは出来ましたでしょうか。

小玉委員 よろしいですか。

大庭委員 はい、どうぞ。

小玉委員 町外からの請求もあると思うんですけども、町の業務などに利害関係がある人、町内の事業所に勤めている人などは請求できるということなんですけども、そういうものが全く無い場合ははじかれるということなんですけども、各自治体で条例で決めるということですが、その部分も含めて請求を受けているところもあるようです。その辺はどういう風に整理をしたらよいのですか。

清水係長 情報公開請求権の取扱いにつきましては、概ね3つのパターンがございます。1つは、町の場合で言いますと、「何人も」ということで、町民であろうがなかろうがお受けしますということで規定しているところがございます。それから、「狭義の町民」に限定して、町民以外の人は一切出来ませんというところもございます。3つ目のパターンとして、町民以外の人であっても、一定の場合には公開請求を認めますよ、ということで、本町の場合は、3つ目のパターンを採用しているということでございます。

小玉委員 そういうやり方で行くということで、我々はそれで解釈していくということですね。

大庭会長 そのとおりです。町民以外の方に関しての関係性、要はどこまでの方に情報公開請求権を認めるかということについても、そこで処分庁の方が切るという判断をしたときに、審査会としてはその判断について、諮問があれば答申をするということになります。

小玉委員 とすると、今言われた条例の規定について、少し拡大した解釈も取り得るということですか。

大庭会長 要は、条例の解釈として、この人に請求権があるかどうか、処分庁の方はそうは思わないけども、審査会としては認めるべきじゃないかという判断も、もちろんあり得るということです。

小玉委員 はい。

大庭会長 他に何か御質問等ある方はいらっしゃいますか。審査会の位置付けについては大体分かりましたでしょうか。三種町という町が判断した事項ですね、非公開とするか公開とするのかということ。これをもう一度再調査して下さいと。

審査請求があった場合にはもう1回検討して、やっぱり考え直して出すことにするよ、そういうことも考えられますし、いやいやそうじゃなくて非公開なんだよ。そういう風に、同じ処分を維持するということも考えられると思うんです。結局透明性とか公平性の観点からいくと、同じ所で判断したのでは同じ結論になるに決まっているじゃないですかという風に、審査請求した方からは思われてしまうかもしれません。じゃあそういう風に思われなくするために、どうやって審査の合理性とかを担保するかというと、別に諮問機関を用意して審査会が有識者の方も含めて審査をして、その結果を答申という形で出すわけですね。

それから、答申を尊重しなければならないということをもう少し砕いて言うと、審査会の答申で公開決定が妥当だと言ったところで、それに拘束されるということではないということです。ですから、必ずしも公開の義務が課せられているということではないということです。ただ、処分庁、審査庁が審査会の答申に対して違う判断をするのであれば、何故違う判断になるんですかというところは、後々の訴訟等で問題になるでしょうね、という話だと思います。

あるいは、審査会の答申を尊重して判断をしましたというときに、じゃあ審査会の答申はどういう判断に基づいてされたんですかというところが問われてくるのかと。要は、第三者機関として処分庁の処分が妥当なのかどうかというところを担保するために、我々審査会があるという風に言えるのかなと思ってます。要は、処分したところに文句言っただって、結論同じでしょっていう風にならないために、我々が審査するということです。

渡部委員 あ、先ほどの話しの続きなんですけども、審査会は諮問を受けた場合に審査会を開くということですけども、情報公開請求があった時点で我々に諮問されるということはないということですね。

大庭会長 はい。基本的にそうです。不服申立てがあって、それを審査する場合に、審査請求の透明性、公平性を担保するために我々に諮問するわけです。

渡部委員 町民以外の人も情報公開請求ができるかという話からいくと、実施機関のところで判断するということですね。

大庭会長 第1次的には実施機関の方で判断するということです。

渡部委員 それが良かったのかどうかということについては、その時点では誰も分からないわけですね。

大庭会長 本来公開すべきでないものを公開してしまったというよりは、公開すべきものを公開していないんじゃないかという審査を任せられているということなんです。

櫻田委員 情報公開を求めた人がいた場合に、町が公開するしないを決定するわけです。その判断を不服として申立てをしたときに、初めて審査会でその判断が適正であったかどうかを審査する。諮問を受けて答申をする。それを受けて、町が最終的な判断をして請求人に裁決をする。

小玉委員 こちらから一方的には行政の中には入り込んでいかないということですね。

櫻田委員 あくまでも請求人に不服があって、町から諮問されたときに、初めて審査会

が動くのであって、不服がなければその決定のまま行くことになるだけで。

大庭委員 情報公開請求をされたことのある方って誰もいらっしゃらないと思いますけども、私はやったことがあるんですね。それに対して、いいですよって来たりですとか、あるいは一部個人名の部分とかが黒塗りにされていたりとかあるんですけども、返ってくるんです。その理由も付されているんですけども、いやいやこれは公開すべきでしょうという風に審査請求するとしますよね。三種町さんの方ではその審査請求に対して、これはやっぱり非公開なんだよ、ということで詳しい理由を付した弁明書というのを作られると思うんです。三種町の言い分としてはこうなんですと。その時点で審査会の方に諮問をするんですね。審査会でその両方を見て、必要であれば、審査請求人の方に、反論書が送られてきているけども何が書かれているか良く分からないとか、どこについて文句があるんですかといった部分について補充していただいたり、あるいは、もしかしたらこちらの方で口頭で意見陳述をしていただくかもしれません。それで双方から意見を聴いた上で審査会としての答申を出していくという形になると思います。

他に何かございませんか。

小玉委員 公開云々というのは、結果を公表するということですか、手続も含めてというか、こういったやり取りも含めてということですか。公表の範囲は結果だけなのか。何対何でというのは、もちろんないんでしょうけども。

清水係長 結果につきましては、答申書の内容を公開することになるかと思いますが、審議でのやり取りは公表いたしません。

小玉委員 行政の方に結果はこうですよとやるでしょ。それをホームページに掲載すると。そうすると行政がその後どうしたかというのは。

清水係長 最終的な裁決のことでしょうか。

大庭会長 審査会自体がどのように公開されるのかという御質問ですね。審査会の協議自体は意思形成過程情報で非公開です。

小玉委員 もちろんそうですよね。先ほどの説明だと、ホームページにこういう審査請求が出たけれども審査会の結果はこうでしたというだけで、それを受けて行政がどう取り扱ったかというのは、我々は預かり知らないわけですが。

清水係長 それについても公表することになると思います。

小玉委員 これを受けて町がどう決定したかという部分もね。

清水係長 はい。行政不服審査法の抜本的な改正がなされまして平成28年4月から施行されましたが、その際、審査会の答申もそうですけれども、裁決に関しましても国民に公開されるべきだろうということで、国の方で公開用のデータベースというのを構築しております。そこにこちらからパソコンでアクセスしまして必要事項を入力すると一般に公開されますので、本町の場合も公開することになると思います。

小玉委員 それを使うか使わないかというのは、必ずやらなきゃいけないというわけではないんですよ。

清水係長 法で強制されるわけではありませんが、国の指導に基づいて公表する方向に

なるかと思います。

大庭会長 何故そういうことをやっているかと言いますと、この情報公開請求が通るのかどうかということが事前に分かるわけです。やる側からすると。こういうやり方でやらないと出ないよとか、この事項に関してはほぼ出ないだろうとか。そういうことで事前に予測できることによって、無駄な情報公開請求をすることはまずは無くなっていくだろうということと、あとはその裁決自体もどのような判断をして、ただ単に駄目ということではなくて、こういう理由で駄目ですというところまで示した方がいいだろうと。おそらくこの審査会で出す答申もですね、今判決が来るとそういう形ではないんですけども、昔は原告の言い分はこうです、被告の言い分はこうです、裁判所はこういう風に判断します、と書かれているのが一般的だと思いますけども、そのような形で審査請求人の言い分はこうです、処分庁の言い分はこうです、答申はこうです、という感じのものになるのかなと。どうなんでしょうか、形としてはこういうのが一般的だと思いますが。

清水係長 はい。

大庭会長 なので、答申の中に処分庁の判断の要旨みたいなものは含まれてくるんですよ。

小玉委員 最高裁の判決文のように何対何と、そういうことですか。

清水係長 一般的な形としては、そこまでは入ってきません。大庭会長が言われたように、最初に判決書でいう主文、結論がきまして、審査請求人側の主張はこうです、実施機関側の主張はこうです、当審査会の判断はこうです、そういう形になるうかと思います。

櫻田委員 答申を受けて町が最終的に裁決をして訴訟が起きた場合、その段階で審査会の意見は公表されているんだけど、審査会の中でも意見が分かれたというような場合に、じゃあ何対何だったんですかというようなことにはならないんですか。

大庭会長 それが出ることはないです。規定上は可否同数の場合は議長が決するということにはなっていますが、皆さん裁判員裁判は御存知ですよね。裁判官3人と裁判員6人。そこで何対何でということは決して出ることはないです。それと同じです。おっしゃってることは分かるんですけども、答申は統一的なものが出るので、最高裁の判例は規則上少数意見を書くことにはなっておりますけども、通常の答申の中で何対何ということであったり、ここは分かれたというようなことを書くことは無いです。3人の裁判官の合議でも意見が分かれることはありますが、それが書かれることは無いですから。

清水係長 審査会条例の第10条で調査審議の手続は非公開ということなんですが、今日も録音させていただいているわけですけども、会議録自体はありのまま作成することになりますが、調査審議の内容まで、それをそのまま公開することはありません。

大庭会長 例えばの話で恐縮なんですけども、審査会自体、次回以降も順次開いていくわけですが、最終的に訴訟になったときに、もしかしたら情報公開請求があ

るかもしれません。その際には、こういった会議録が存在するということを伝えるかどうかということを審査会で審査しなければならないし、答えることは大丈夫なんだろうと思うんです。ただ、中身が公開されることは無いんだと思います。ですから、そういうもののために会議録の作成は必要になるんです。

大庭会長 その他、特にございませんか。私も順次勉強していきたいと思っています。私一応法曹資格を持っているんですけども、委員の皆様が分からないという状況で答申を出すと、審査請求人も分からないという話しがこわいので。私が皆さんの専門分野のことを分からないのと同じくらいのことだと思っております。素朴な疑問でもそれが解消できないようなことでは答申は出せないなので、それは言っていただければと思っています。

無ければ、次第の8の方に進みたいと思います。事務局の方からお願いします。

清水係長 それでは、議案の方の資料の5頁と6頁をお願いします。

公文書公開決定等に対する審査請求の状況について御説明いたします。

委員就任のお願いの際にも概略説明しておりますけども、現在3件ほど審査請求が提起されております。

1つ目は、今年の5月13日付けで情報公開請求があったものに対して、教育委員会が5月26日付けで行った決定に対し、8月29日付けで審査請求書が提出されました。内容といたしましては、公開決定としたものに対し3件。これは公開決定した公文書の特定に不備があるということでございます。それから、対象となる公文書の中に非公開情報が含まれるため部分公開としたものに対し3件。これは条例の適用を誤っているという理由でございます。また、文書不存在により非公開決定とした10件に対して、不存在は不当である、無いのはおかしいということで申立てがございました。

それから2つ目でございますけれども、7月20日付けで教育委員会に対して公開請求がございまして、8月2日付けで公開決定等を行ったのに対し、8月29日付けで審査請求の申立てがございました。内容につきましては、公開決定としたものに対して1件。これも公開決定した公文書以外に他にもあるはずだということでの申立てでございます。それから、部分公開決定したものに対して1件。これは、対象となる公文書の中に個人情報が含まれるため部分公開としたものに対し、条例の適用を誤っているということでの申立てでございます。それから、文書不存在により非公開決定とした10件に対して、不存在は不当である、無いのはおかしいということで申立てがございました。

次の3つ目につきましては、只今の教育委員会と同じ8月29日付けで三種町長に申立てがあったものでございます。内容といたしましては、文書不存在により非公開決定としたものに対し、不存在は不当であるということでの申立てでございます。

審査請求の状況については以上のとおりでございます。申立ては8月下旬でございましたが、委員の委嘱であったり、行政不服審査法の改正に合わせた事務取扱要領の見直しであったりと処理に時間が掛かってしまいまして、だいぶ

遅くなっている状況でございます。なるべく早く諮問の方行いたいと思っておりますが、もう少しお時間いただけますようお願いいたします。

次第の８についての説明は以上でございます。

大庭会長 はい。何か御不明な点とかはございませんでしょうか。

では、以上で本日の予定の案件は終了いたしました。

その他、事務局の方から何かございますか。

=====
会議録の公開方法について意見交換
=====

大庭会長 他になければ、今日はこれで終わりたいと思います。お疲れ様でした。

午前１１時５４分 閉会

議事録確定 平成２９年９月２９日

三種町情報公開・個人情報保護審査会

会 長